

ID: 184

担当部署: 総務部 参事(風連地区地域振興担当)

処分の概要	特別設備等の承認		
例規名 根拠条項	名寄市風連地区福社会館条例等施行規則 第9条		
例規番号	平成24年規則第5号		
<p>【根拠条文】 (特別設備等の承認) 第9条 利用者は、会館等の利用に当たり、特別な設備の設置又は特別な物品を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日